熊本市下水道管路施設（中央区・東区）における
包括的管理業務委託（第 26-901 号）
（水の官民連携レベル３．５）

入札説明書

令和８年（２０２６年）１１月

熊本市上下水道局

入札説明書

令和８年（２０２６年）１１月２日付けで再度公告した熊本市下水道管路施設（中央区・東区）における包括的管理業務委託（第 26－901 号）（水の官民連携レベル 3.5）に係る一般競争入札については、関係法令（条例、規則、要綱等も含む。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

熊本市上下水道事業管理者　三　島　健　一

１　競争入札に付する事項

(1) 業務委託名

熊本市下水道管路施設（中央区・東区）における包括的管理業務委託（第 26－901 号）（水の官民連携レベル３．５）

(2) 目的及び概要

熊本市の中央区内及び東区内を対象とした下水道管路施設における包括的管理業務（以下に示すア～カ）を水の官民連携レベル 3.5（①10 年長期契約、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェア）により行うもの。

主な業務内容は、次のとおりである。

ア　統括的管理業務
イ　日常的維持修繕業務
ウ　日常的設置改修工事業務
エ　計画的調査設計業務
オ　計画的更新工事業務
カ　災害時対応業務

※　詳細は要求水準書を参照のこと。

(3) 履行場所

熊本市中央区水前寺六丁目２番４５号外地内（中央区内及び東区内）

(4) 履行期間

令和９年（２０２７年）４月１日から令和１９年（２０３７年）３月３１日まで

ただし、基本契約締結日から令和９年（２０２７年）３月３１日までの期間は、業務準備期間とし、受託者の費用により、業務開始のための準備及び引継ぎを行うものとする。

２　担当部局

〒８６２－８６２０　熊本市中央区水前寺六丁目２番４５号

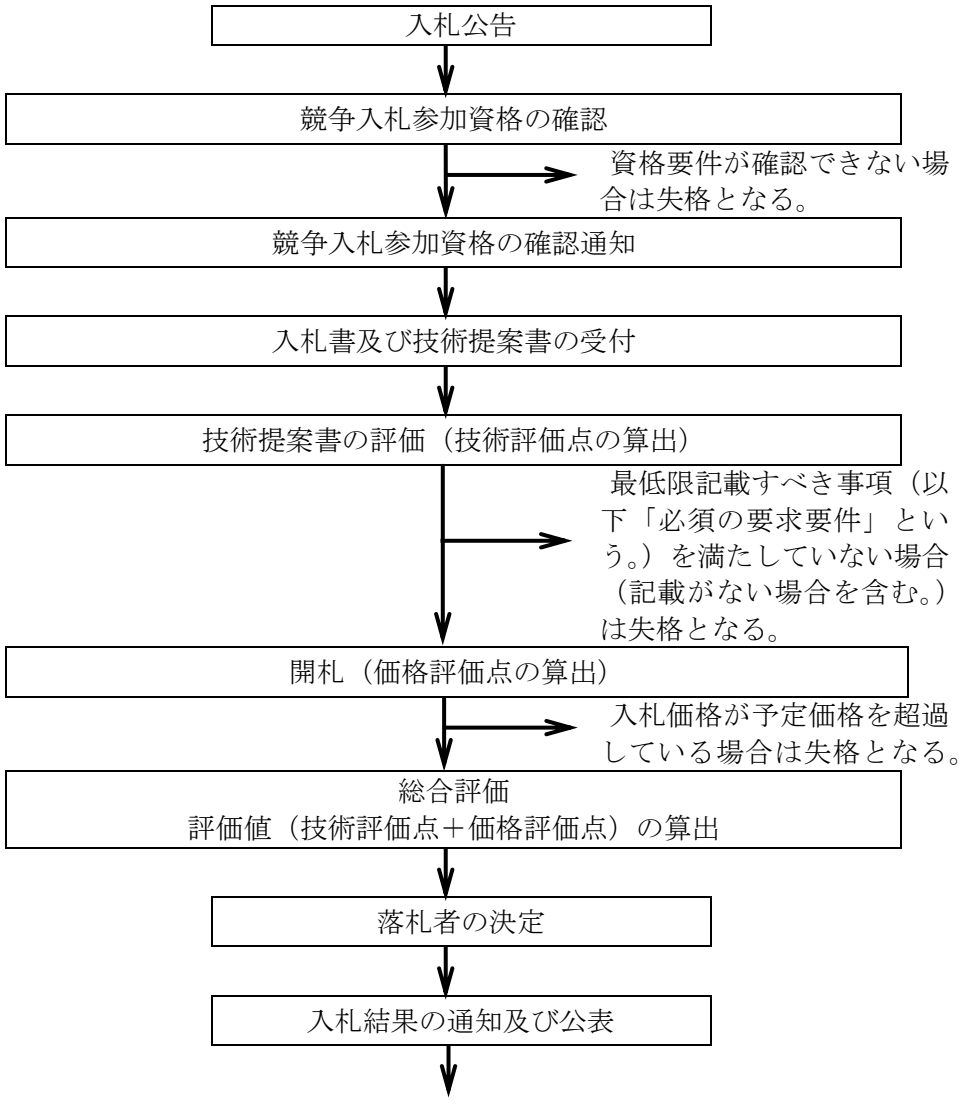
熊本市上下水道局 維持管理部水道維持課

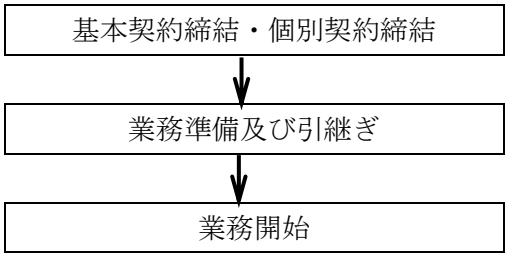
電話　０９６－３８１－５６１０（直通）

３　入札手続の種類

この案件は、入札前に条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の確認を行い、競争入札参加資格があると認められた者による入札手続において技術提案書の提出を求め、入札者の提示する技術、専門的知識、創意工夫等（以下「技術等」という。）と入札価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により入札手続を行う。

本件における受託者選定の手順は、以下のとおりである。





４　競争入札参加資格

(1) 応募者の構成

応募者の構成等は、以下に示すとおりとする。なお、構成員以外の協力企業がある場合は、応募時にその関心表明書（任意様式）に努めること。

また、一部業務の再委託については、本市の承諾を得た場合に限り認めるものとする。ただし、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

ア　入札参加者は、次に掲げる者（以下「構成員」という。）から構成される共同企業体又はグループ（単に、以下「共同企業体」という。）とする。

(ｱ) 統括的管理業務を実施する者（以下「統括企業」という。）

(ｲ) 日常的維持修繕業務を実施する者（以下「維持修繕企業」という。）

(ｳ) 日常的設置改修工事業務を実施する者（以下「設置改修企業」という。）

(ｴ) 計画的調査設計業務のうち調査業務を実施する者（以下「調査企業」という。）

(ｵ) 計画的調査設計業務のうち設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）

(ｶ) 計画的更新工事業務を実施する者（以下「建設企業」という。）

イ　応募者は、複数の企業による共同企業体とし、その運営形式は、各構成員がそれぞれの業務を分担して実施する分担方式（乙型共同企業体）とする。なお、本共同企業体は出資を伴わず、各構成員はそれぞれの担当業務について責任を負うものとする。

ウ　構成員の中から共同企業体の代表企業を定めるものとし、当該代表企業は、入札手続及び落札者となった場合の契約手続きにおいて共同企業体を代表するほか、構成員間の調整を行うとともに、本市との協議、書類の提出及び通知の受領等を行うものとする。

エ　構成員の数は任意とするが、本委託を適切に履行するため、それぞれが明確な役割分担の下で責任を有する体制としなければならない。

オ　構成員は、他の共同企業体の構成員として重複して本件競争入札に参加することはできない。

カ　本件競争入札に事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）第３条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として競争入札参加資格確認申請書を提出した場合、その組合員は単体として、競争入札参加資格確認申請書を提出することはできない。

本件競争入札に事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員につい

ても併せて４(2)オ及び４(2)クから４(2)シの要件を満たす者であること。

(2) 応募者を構成する企業に共通の競争入札参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア　熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成２０年告示第７３１号）第５条に規定する参加資格者名簿に登録されている者若しくは熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱第７条に規定する参加資格者名簿（以下「参加資格者名簿」という。）に登録されている者又は熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則第１０条に規定する有資格業者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者であること。

イ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号の規定に該当しない者であること。

ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

エ　熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成１８年告示第１０５号）第３条第１号及び熊本市上下水道局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第３条第１号の規定に該当しないこと。

オ　熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成２１年告示第１９９号）又は熊本市上下水道局物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

カ　消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。

キ　業として本件競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

ク　過去３年の間、本市との契約において違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と熊本市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めるものでないこと。

ケ　熊本市公契約条例（令和７年条例第５４号）第８条に基づき誓約書を提出するなど、本条例を遵守していること。

コ　熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の滞納がないこと。

サ　本件競争入札に参加しようとする者との関係が、次の(ｱ)から(ｳ)までのいずれにも該当しない者であること。

(ｱ) 資本関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続中会社」という。）である場合を除く。

a　親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(ｲ) 人的関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。ただし、aについては、一方が更生会社又は再生手続中会社である場合を除く。

a　一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b　一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ｳ) その他入札の適正性を阻害すると認められる関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

a　組合とその組合員の関係

b　一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合

シ　本委託に係る発注者支援業務の受託者（株式会社日水コン）又は当該受託者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面若しくは人事面」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

(ｱ) 資本面

当該企業の発行済株式総額の１００分の５０を超える普通株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしている者

(ｲ) 人事面

当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者

(3) 統括企業の入札参加資格

統括企業は、(2)に規定する参加資格要件を満たす者であり、かつ、次の各号のいずれにも該当する者であること。なお、統括的管理業務を複数の者により分担して実施する場合は、複数の者で次に掲げる要件を全て満たすように統括企業共同企業体を構成すること。ただし、以下のアの要件については、構成員の全ての者が満たしていなければならない。

ア　競争入札に参加する次のいずれかの資格を有する者

(ｱ)　有資格業者名簿の登録業種のうち、土木一式工事において競争入札参加資格を有する者

(ｲ) 有資格業者名簿の登録業種のうち、土木設計業務において競争入札参加資格を有する者

(ｳ) 参加資格者名簿の登録業種のうち、調査業務又はその他において競争入札参加資格を有する者

イ　統括的管理業務に配置できる技術者は、次の各号に掲げるいずれかの資格を有する者。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き３か月以上の雇用関係を有すること。

(ｱ) 技術士（技術士法（昭和５８年法律第２５号）による第２次試験のうち、技術部門について上下水道部門又は総合技術監理部門（いずれも選択科目を下水道に限る。）に合格し、同法による登録を受けている者（以下「技術士（下水道)」という。))

(ｲ) 一般社団法人建設コンサルタント協会が認定するシビルコンサルティングマネージャ（ＲＣＣＭ）の登録（専門技術部門を「下水道」とするものに限る。）を受けている者

(ｳ) 土木一式工事に関する主任技術者又は監理技術者は、建設業法に定める資格（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の１８第１項に規定する監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証の交付を受けている者。以下同じ。）を有する者

(ｴ) 公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定の下水道管路管理総合技士又は下水道管路管理主任技士の資格を有する者

(4) 維持修繕企業の入札参加資格

維持修繕企業は、(2)に規定する参加資格要件を満たす者であり、かつ、次の各号のいずれにも該当する者であること。なお、日常的維持修繕業務を複数の者により分担して実施する場合は、複数の者で次に掲げる要件を全て満たすように維持修繕企業共同企業体を構成すること。ただし、以下のアの要件については、構成員の全ての者が満たしていなければならない。

ア　競争入札に参加する次のいずれかの資格を有する者

(ｱ) 有資格業者名簿の登録業種のうち、土木一式工事において競争入札参加資格を有する者

(ｲ) 参加資格者名簿の登録業種のうち、調査業務又はその他において競争入札参加資格を有する者

イ　土木一式工事に係る建設業法第３条の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者

ウ　下水道管路管理業（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）登録業者であること。

エ　過去１０年間（平成２８年４月１日以降。以下同じ。）において、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等をいい、以下「地方公共団体等」とい

う。）が発注した下水道法（昭和３３年法律第７９号）に規定する下水道管路施設のＴＶカメラ調査業務及び洗浄・清掃業務を元請として履行した実績（令和８年３月３１日までに完了した業務に限る。以下同じ。）があること。

オ　日常的維持修繕業務に配置できる技術者は、次の各号に掲げるそれぞれの資格を有する者。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き３か月以上の雇用関係を有すること。

(ｱ)　土木一式工事に関する主任技術者又は監理技術者は、建設業法に定める資格を有する者

(ｲ)　公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定の下水道管路管理総合技士又は下水道管路管理主任技士又は下水道管路管理専門技士（調査部門）の資格を有する者

(5)　設置改修企業の入札参加資格

設置改修企業は、(2)に規定する参加資格要件を満たす者であり、かつ、次の各号のいずれにも該当する者であること。なお、日常的設置改修工事業務を複数の者により分担して実施する場合は、複数の者で次に掲げる要件を全て満たすように設置改修企業共同企業体を構成すること。ただし、以下のアの要件については、構成員の全ての者が満たしていなければならない。

ア　有資格業者名簿の登録業種のうち、土木一式工事において競争入札参加資格を有する者

イ　土木一式工事に係る建設業法第３条の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者

ウ　有資格業者名簿の登録業種のうち、土木一式工事において競争入札参加資格を有する者であり、令和８年度の競争入札の参加者の格付け基準とした建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）第２１条の４に定める様式第２５号の１２（以下「経営事項審査結果通知書」という。）において、土木一式工事の総合評定値が６００点（Ｂランク）以上あり、入札参加申込の受付期間の満了時又は入札日の前日までに、契約締結予定日において有効な経営事項審査結果通知書の写しを管理者に提出している者又は提出することができる者

エ　日常的設置改修工事業務に配置できる土木一式工事に関する主任技術者又は監理技術者は、建設業法に定める資格を有する者。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き３か月以上の雇用関係を有すること。

(6)　調査企業の入札参加資格

調査企業は、(2)に規定する参加資格要件を満たす者であり、かつ、次の各号のいずれにも該当する者であること。なお、計画的調査設計業務のうち調査業務を複数の者により分担して実施する場合は、複数の者で次に掲げる要件を全て満たすように調査企業共同企業体

を構成すること。ただし、以下のアの要件については、構成員の全ての者が満たしていなければならない。

ア　参加資格者名簿の登録業種のうち、調査業務又はその他において競争入札参加資格を有する者

イ　下水道管路管理業（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）登録業者であること。

ウ　過去１０年間（平成２８年４月１日以降。以下同じ。）において、地方公共団体等が発注した下水道法に規定する下水道管路施設のＴＶカメラ調査業務及び洗浄・清掃業務を元請として履行した実績（令和８年３月３１日までに完了した業務に限る。以下同じ。）があること。

エ　計画的調査設計業務のうち調査業務に配置できる技術者は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定の下水道管路管理総合技士又は下水道管路管理主任技士又は下水道管路管理専門技士（調査部門）の資格を有する者。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き３か月以上の雇用関係を有すること。

(7) 設計企業の入札参加資格

設計企業は、(2)に規定する参加資格要件を満たす者であり、かつ、次の各号のいずれにも該当する者であること。なお、計画的調査設計業務のうち設計業務を複数の者により分担して実施する場合は、複数の者で次に掲げる要件を全て満たすように設計企業共同企業体を構成すること。ただし、以下のアの要件については、構成員の全ての者が満たしていなければならない。

ア　有資格業者名簿の登録業種のうち、土木設計業務において競争入札参加資格を有する者

イ　建設コンサルタント登録規程（昭和５２年４月１５日建設省告示第７１７号）に基づく建設コンサルタント（登録部門が「下水道部門」に限る。）の登録を受けていること。

ウ　過去１０年間において、地方公共団体等が発注した下水道法に規定する下水道管渠施設における長寿命化計画策定又はストックマネジメント計画策定業務並びに下水道管渠施設における改築（布設替え及び管更生）の詳細設計業務を元請として履行した実績があること。

エ　計画的調査設計業務のうち設計業務に配置できる技術者は、次の各号に掲げるいずれかの資格を有する者。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き３か月以上の雇用関係を有すること。

(ｱ) 技術士（下水道）

(ｲ) 日本下水道事業団法施行令（昭和４７年政令第２８６号）による第一種技術検定に合格し、３年以上下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定

める施設に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（ただし、上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を６月以上有するものに限る。）

(ｳ) 一般社団法人建設コンサルタント協会が認定するシビルコンサルティングマネージャ（ＲＣＣＭ）の登録（専門技術部門を「下水道」とするものに限る。）を受けている者

オ　計画的調査設計業務のうち測量業務に従事する技術者については、測量法（昭和２４年法律第１８８号）に基づく測量士として登録を受けている者（エの技術者と同じ者でも可）を配置できること。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き３か月以上の雇用関係を有すること。

(8) 建設企業の入札参加資格

建設企業は、(2)に規定する参加資格要件を満たす者であり、かつ、次の各号のいずれにも該当する者であること。なお、計画的更新工事業務を複数の者により分担して実施する場合は、複数の者で次に掲げる要件を全て満たすように建設企業共同企業体を構成すること。ただし、以下のアの要件については、構成員の全ての者が満たしていなければならない。

ア　有資格業者名簿の登録業種のうち、土木一式工事において競争入札参加資格を有する者

イ　土木一式工事に係る建設業法第３条の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者

ウ　令和８年度の競争入札の参加者の格付け基準とした経営事項審査結果通知書において、土木一式工事の総合評定値が７７９点（Ａランク）以上あり、入札参加申込の受付期間の満了時又は入札日の前日までに、契約締結予定日において有効な経営事項審査結果通知書の写しを管理者に提出している者又は提出することができる者

エ　計画的更新工事業務に配置できる土木一式工事に関する主任技術者又は監理技術者は、建設業法に定める資格を有する者の他、以下のいずれかの資格を有する者。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き３か月以上の雇用関係を有すること。

(ｱ) 下水道管路更生管理技士
（一般社団法人　日本管路更生工法品質確保協会）

(ｲ) 下水道管路管理専門技士（修繕・改築部門）
（公益社団法人　日本下水道管路管理業協会）

(ｳ) 下水道管きょ更生施工管理技士
（一般社団法人　日本管更生技術協会）

５　総合評価の方法

本件競争入札は総合評価方式で採点を行うが、総合評価点は次の各号の定めに基づき

決定する。

(1) 入札価格に対する得点（以下「価格評価点」という。）の算出方法は次のとおりとする。

価格評価点＝価格評価点に配分された得点の満点×（１－入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額／予定価格）

（価格評価点は、小数点第１位を四捨五入するものとする。）

(2) 技術等に対する得点（以下「技術評価点」という。）については、この入札に係る落札者決定要領に基づき、評価するものとする。

(3) 総合評価点は、入札者の価格評価点と技術評価点を合計した値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(4) 評価値（２００点満点）＝価格評価点（１００点満点）＋技術評価点（１００点満点）とする。

6　申請手続等

(1) 申請書、入札説明書、要求水準書等の交付期間及び方法

令和８年（２０２６年）１１月２日（月曜日）から令和８年（２０２６年）１２月１５日（火曜日）まで熊本市ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、希望する場合は２の担当部署で配布する（担当部局での配布については、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第３２号）第１条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。担当部局での配布は、午前９時から午後５時まで。熊本市ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

なお、要求水準書等の契約図書については、入札日までの間、２の担当部局において閲覧に供する。

(2) 申請書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格審査調書その他の必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格の有無について管理者の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア　提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。この場合、電送（ファックス、電子メール等）により提出されたものは、受け付けない。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

(ｱ) 様式第１号「競争入札参加資格確認申請書」

(ｲ) 様式第２号「競争入札参加資格審査調書」
(ｳ) 様式第３号「水道料金等滞納有無調査承諾書」
(ｴ) 様式第４号「配置予定技術者調書」
(ｵ) 様式第５号「工事（業務）実績調書」
(ｶ) 配置予定技術者が資格を有していることを証明する書類の写し
(ｷ) 業務実績を有していることを証する契約書の写し
(ｸ) 最新の経営事項審査結果通知書の写し（維持修繕企業、設置改修企業、建設企業のうち土木一式工事の業種において入札参加資格を有する者に限る。）
(ｹ) 熊本市税の納税証明書（熊本市税の納税義務がある構成員について公告の日以後に発行されたものの原本に限る。地方税法（昭和２５年法律第２２６号）附則第５９条の規定による徴収の猶予を受けている場合は当該事実を証する書類とする。）
(ｺ) 国税の納税証明書（全ての構成員のものについて公告の日以後に発行されたものの原本に限る。）
(ｻ) 業者登録を証する資料（申請書等提出期限日時点で有効なものに限る。）
・下水道管路管理業（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）登録証の写し
・建設業法第３条の国土交通大臣または都道府県知事の許可通知の写し
・建設コンサルタント登録規程に基づく登録通知書の写し
(ｼ) 様式第６号「共同企業体調書（各構成員の関連企業申告書)」
(ｽ) 様式第７号「委任状」
(ｾ) 様式第８号「共同企業体結成届（乙型共同企業体協定書)」
(ｿ) 返信用封筒（返信先（参加希望者の住所及び商号又は名称）を記載し、簡易書留料金分を含む郵便料金に相当する切手を貼った長形３号封筒）

イ　提出期限
令和８年（２０２６年）１１月１８日（水曜日）午後５時まで
郵送する場合は、令和８年（２０２６年）１１月１８日（水曜日）までに必着のこと。不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

ウ　提出部数
１部とする。

エ　提出先
(ｱ) 持参の場合
２の担当部局
(ｲ) 郵送の場合
〒８６２－８６２０　熊本市中央区水前寺六丁目２番４５号
熊本市上下水道事業管理者（熊本市上下水道局 維持管理部 水道維持課）宛
また、郵送する場合は、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「競争入札参

加資格確認申請書 在中」を明記すること。

オ　留意事項

(ｱ) 様式については、申請書等提出日時点において記載すること。

(ｲ) 事業協同組合として本件競争入札に参加する場合は、競争入札参加資格審査調書（様式第２号）中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載しても良いこととする。この場合において、うち１組合員でも４(1)カに規定された要件を満たさない場合は競争入札参加資格がないと認める。

(ｳ) ア(ｲ)及び(ｳ)は、共同企業体の構成員全員分を提出すること。

(ｴ) 指定する様式以外に、６(2)アに示す書面が添付されていない場合は、当該資格又は実績を有しているとは認めない。

カ　４(2)アに掲げる参加資格者名簿に登録されていない者も、申請書等及び添付書類を提出できるが、競争に参加するためには当該競争入札等参加資格審査申請を行い、審査を受け、かつ、競争参加の資格の確認を受けなければならない。

(ｱ) 競争入札等参加資格審査申請書の交付方法

申請書様式は、熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、希望する場合は６(2)カ(ｵ) a の部局において配布する（配布については休日を除く。）。配布時間は午前９時から午後４時まで（ただし、正午から午後１時までを除く。）。熊本市上下水道局ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。なお、ホームページのＵＲＬは、次のとおり。

https://www.kumamoto-waterworks.jp/article_cat/organizer/

郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

(ｲ) 提出方法

熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱に基づき申請書に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。なお、提出の際は封筒に入れ、封筒の表面に「特定調達契約に係る参加資格審査申請書在中」、「業務委託名」及び「開札日時」を明記すること。郵送する場合は一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。受付時間は午前９時から午後４時まで（ただし、正午から午後１時までを除く。）。

(ｳ) 競争入札等参加資格審査申請書の提出期限

令和８年（２０２６年）１１月１８日（水曜日）午後４時まで。郵送する場合は、令和８年（２０２６年）１１月１８日（水曜日）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(ｴ) 競争入札等参加資格審査申請書等の作成に用いる言語等

競争入札等参加資格審査申請書及び必要書類は日本語で作成すること。なお、必

要書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、金額は、出納官吏事務規程（昭和２２年大蔵省令第９５号）第１６条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(ｵ) 提出先

a　持参の場合

熊本市中央区水前寺六丁目２番４５号

上下水道局本館６階

熊本市上下水道局 総務部 総務課

b　郵送の場合

〒８６２－８６２０　熊本市中央区水前寺六丁目２番４５号

熊本市上下水道事業管理者（熊本市上下水道局 総務部 総務課）宛

(3) 競争入札参加資格の確認

競争入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。ただし、６(2)カの申請（特例規則第４条第１項の申請）をする者については、この限りでない。結果（競争入札参加資格がないと認めた場合は、その理由も含む。）については、書面により通知する。

７　競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認めた旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に、管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して５日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

８　入札説明会

入札説明会は実施しない。

９　入札説明書、要求水準書等に対する質問

(1) 入札説明書、要求水準書等に対する質問がある場合においては、次のとおり、様式第９号「質問書」を提出すること。

ア　提出方法

書面により持参、電子メールにより提出すること。ただし、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ　提出期間

令和８年（２０２６年）１１月２日（月曜日）から令和８年（２０２６年）１２月７日（月曜日）まで（休日を除く。）の午前９時から午後５時まで

ウ　提出先

(ｱ) 入札説明書、入札及び契約に関すること。

２の担当部局

メールアドレス：suidouiji@city.kumamoto.lg.jp

(ｲ) 技術提案関係、要求水準書等の業務内容に関すること。

〒８６２－８６２０　熊本市中央区水前寺六丁目２番４５号

熊本市上下水道局 維持管理部 下水道維持課

電話　　０９６－３８１－６３３０

メールアドレス　gesuidouiji@city.kumamoto.lg.jp

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市上下水道局ホームページにも掲載する。

ア　閲覧期間

令和８年（２０２６年）１２月９日（水曜日）までに開始し、令和９年（２０２７年）２月４日（木曜日）までとする。

イ　閲覧場所

２の担当部局

１０　入札に参加する者が１者である場合の措置

入札に参加する者が１者であっても、入札を執行するものとする。

１１　入札書及び技術提案書の提出

(1) ６(3)の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札書（入札書に記載される入札価格に対応した業務費内訳書（参考様式を参照）を含む。）及び技術提案書（根拠となる添付資料を含む。以下同じ。）を提出するものとする。

ア　入札書（業務費内訳書）及び技術提案書の提出

(ｱ) 持参の場合

a　提出日時

令和８年（２０２６年）１２月１５日（火曜日）午後５時まで

b　提出場所

熊本市中央区水前寺六丁目２番４５号 ４階

熊本市上下水道局 維持管理部 水道維持課

(ｲ) 郵送の場合

a　提出期限

令和８年（２０２６年）１２月１５日（火曜日）までに必着のこと。

また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

ｂ　送付先

〒８６２－８６２０　熊本市中央区水前寺六丁目２番４５号

熊本市上下水道事業管理者（熊本市上下水道局維持管理部水道維持課）宛

イ　提出方法

(ｱ) 持参又は郵送によるものとし、電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。入札代理人が持参する場合は、別途入札書に付随する委任状（様式第７号の委任状ではないことに注意すること。）を提出すること。

なお、郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

(ｲ) 入札書及び業務費内訳書を一の封筒に入れ、封をして、申請する「業務委託名」及び「入札書在中」並びに「入札参加者名」を記載する。封筒は二重とし、外封筒は封をして、申請する「業務委託名」及び「入札書在中」並びに「入札参加者名」を記載する。郵送する場合は、更に「親展」と記載すること。

なお、再入札を予想する場合は、再入札書及び再々入札書（３回目の入札を予想する場合に限る。）並びに各入札書に対応する業務費内訳書をそれぞれ別の内封筒に入れ、封をして、「業務委託名」及び「入札参加者名」を明記した上で「再入札書」（又は「再々入札書」）と記入したものを同封すること。

(ｳ) 技術提案書（添付書類及びＣＤ－ＲＯＭを含む。提出部数分全て）については(ｲ) とは別の封筒に入れて、提出するものとする。郵送の場合は、「業務委託名」及び「技術提案書在中」を明記し、「親展」と記載するとともに、「入札参加者名」を記載すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、３回までとする（２回目以降は、引き続き行う。）。

なお、再入札において、再入札書の提出がなかった者は、再入札を辞退したものとみなす（再々入札も同様とする。）。

(4) 業務費内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

１２　技術提案書のヒアリングの実施

(1) 実施日時

令和９年（２０２７年）１月５日（火曜日）

※上記のほかヒアリングを行う場合がある。

(2) 実施場所

熊本市中央区水前寺六６丁目２番４５号

熊本市上下水道局

時間、場所及び出席者については、別途指示するもの。

(3) 実施方法

対面による質疑応答形式

(4) 技術提案書に関するヒアリングは、落札者決定要領、技術提案書評価基準及び配点表に示す評価項目について実施するものである。

(5) ヒアリング時の説明に際しては、提出した技術提案書のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(6) ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、当該入札は無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等管理者がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、入札手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度管理者が指示した日時においてヒアリングを行うものとし、入札手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、当該入札参加者のヒアリング実施項目については、全て０点として取り扱うものとする。

１３　開札等

(1)入札書は、以下の日時において開札し、業務費内訳書は入札書の開札後にすべての入札参加者について確認を行うものとする。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、本件入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

ア 日時

令和９年（２０２７年）２月４日（木曜日） 午前１０時００分

イ 場所

熊本市中央区水前寺六丁目２番４５号

熊本市上下水道局（別館３階会議室３）

(2) 提出した入札書及び業務費内訳書は、引換え又は取消しをすることができない。また、提出した技術提案書についても、追加、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(3) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。

(4) １１の方法によらないで提出された入札書及び業務費内訳書並びに技術提案書（期限までに到達しなかった場合を含む。）は、これを無効とする。

(5) 熊本市工事競争入札心得（平成２年告示第１０７号）第７条に準じるほか、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認さ

れた者であっても、落札決定の時において４に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。

(6) 業務費内訳書を確認し、記載すべき重要事項が欠けている、記載金額が入札価格と著しく乖離している等業務を確実に履行することができないと認められるときは、当該入札書は無効とする。業務費内訳書が添付されていない場合（(4)の規定により無効となった場合を含む。）も、当該入札書を無効とする。

(7) 技術提案書の提出がない場合（(4)の規定により無効となった場合を含む。）は、当該入札を無効とする。

(8) 入札書及び業務費内訳書は、返却しないものとする。

１４　落札者の決定方法

(1) 次のいずれの要件にも該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ア　入札価格が予定価格内であること。

イ　評価項目のうち「必須とする項目」については、この入札に係る落札者決定要領に掲げる必須の要求要件をすべて満たしていること。なお、必須の要求要件を満たしていないもの（記載がない場合を含む。）は失格として取扱う。

(2) 評価値が最も高い者が２者以上あるときは、技術評価点の高い者を落札者とする。この場合において、技術評価点及び価格評価点ともに同点である者が２者以上あるときは、入札価格が低い方を落札者とし、入札価格も同額である場合は、くじにより落札者を定めるものとする。（くじの日時及び場所については、別途指示する。）

(3) この入札に係る落札者決定要領に基づかない技術提案書については、評価の対象とせずに失格とする場合がある。

(4) 最低制限価格は設定しない。

１５　入札結果の公表に関する事項

契約の相手方を決定した場合は、入札結果（申請書等を提出した者の商号又は名称、競争入札参加資格の有無に関する審査結果、競争入札参加資格がないとした者についてはその理由、入札者の商号又は名称、入札参加者ごとの入札価格、価格評価点、技術評価点及び評価値並びに落札者の商号又は名称を含む。）について、申請書等を提出した者へ書面により通知するものとする。また、２の担当部局での閲覧及び熊本市上下水道局ホームページにより公表を行うものとする。

１６　落札者として選定されなかった者に対する理由の説明

(1) 入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して５日（休日の日数は、算入しない。）以内に、管理者に対して落札者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して７日（休日の日数は、算入しない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

１７　評価内容の確保

(1) 落札者の技術提案書に記載された内容については、落札者と協議後すべて契約に係る図書に記載することとし、落札者はこれを満たす履行をしなければならない。また、このことによる契約金額の変更は行わない。

(2) 技術提案の内容に係る部分の債務については、その履行の完了が確認できるまで存続するものとし、受託者の責めにより当該債務が履行されない場合については、受託者の責任において再履行又は瑕疵の補修を行うものとする。

(3) 要求水準書等において履行方法を指定しない部分の業務に関して、管理者が提案内容を適正と認めた場合においても、受託者は、その部分の履行に関する責任を負うものとする。

(4) 委託者は、技術提案書に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。

１８　その他の留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

熊本市上下水道局契約事務取扱規程（平成２４年上下水道局規程第８号。以下「契約規程」という。）第２条において準用する熊本市契約事務取扱規則（昭和３９年規則第７号。以下「契約規則」という。）第５条第２項第４号に定めるところにより、免除する。

(3) 契約保証金

契約規程第２条において準用する契約規則第２２条の定めるところにより、落札者は、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア　保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ　落札者から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

ウ　過去２年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、発注者が本市で

ある場合は、契約書の写しでも可）を提出したとき。

(4) 契約書（案）

熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、２の担当部局で閲覧に供する。

(5) 申請書等及び技術提案書に関する事項

ア　提出期限までに申請書等を提出しなかった場合は入札参加者として認められないものとする。

イ　申請書等及び技術提案書の作成及び提出並びにヒアリングに係る費用は、提出者の負担とする。

ウ　提出された申請書等及び技術提案書は、返却しない。なお、情報公開条例の規定により、開示する場合がある。

エ　提出された申請書等及び技術提案書は、競争入札参加資格の確認及び技術提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。

オ　提出期限後における申請書等及び技術提案書の追加、差し替え及び再提出は、認めない。

カ　申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ　技術提案書に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該入札を無効とし、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(6) 競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間に、競争入札参加資格があると認めた者に競争入札参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する競争入札参加資格確認の通知を、理由を付して取り消すものとする。この取消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して５日（休日を含まない。）以内に、管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

(7) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が４に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(8) 申請書等及び技術提案書の提出並びに入札にあたっては、熊本市工事競争入札心得に準じて実施する。

(9) 申請書類等は、黒色のペン又はボールペンで記入すること。（消せるボールペンは不可）

(10) 配置予定技術者の確認等

ア　様式第４号「配置予定技術者調書」に記載した総括管理責任者は、原則として、履行が完了するまで変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由が生じたとき、又は、管理者が変更が必要と認めたときは、当初の配置予定

技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置するものとして管理者の承認を得た場合に限り、変更することができるものとする。この場合において、管理者の承認を得るためには、診断書その他管理者が必要と認める書類を提出しなければならない。

イ　アに違反した場合は、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うものとする。

(11) 協定及び契約の締結

管理者は、落札決定後、落札者を相手方として基本契約書を締結するとともに、日常的維持修繕業務契約、日常的設置改修工事請負契約、計画的調査設計業務契約、計画的更新工事請負契約及び災害時維持修繕協定を締結する。

(12) 契約の方法

この入札にかかる契約は、業務量の増減や出来高に応じた支払を可能とし業務の円滑化を図る観点から、契約金額の算定を行う際に用いる単価をあらかじめ協議し、合意する総価契約単価合意方式の対象業務とする。

(13) 総価契約単価合意方式による単価の合意

ア　本委託は、複数年にわたる契約となるため、業務量の増減や出来高に応じた支払を可能とし、業務の円滑化を図る観点から、契約金額の算定に用いる単価について、契約締結後に本市及び事業者の協議によりあらかじめ合意する総価契約単価合意方式の対象業務とする。

イ　本市及び事業者は、契約締結時に内訳書を提出後、速やかにその内容について協議し、単価合意書を締結するものとする。

ウ　当初契約において、協議開始から 14 日以内に単価合意が成立した場合、「単価合意書」を締結する。その際、別添の【別紙 11】（単価表）を参考とした単価表を単価合意書の別添として作成の上、添付するものとする。なお、単価契約は、単価表に記載のある工種（レベル２）を対象とし、合意単価は、種別（レベル３）又は細別（レベル４）を対象とする。

エ　前項の場合において、それぞれの工種の設計単価について、事業者が見積りを提示し監督職員との間で協議を行い、合意した単価（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を契約単価とするとともに、諸経費率についても合意の上、単価合意書を作成する。

オ　前項の単価合意書に記載の単価により精算を行うものとする。ただし、単価合意書に記載された数量又は作業内容は、本市及び事業者を拘束するものではない。

カ　本委託において、あらかじめ合意した単価にない工種が必要になった場合、直接工事費等の算出は要求水準書記載によるものとし、間接経費等については単価合意書に定める経費率を適用する。

キ　これらについては、契約金額及び当該年度の予算の範囲内で精算する。なお、単価

合意書への反映は、精算額が既契約金額を上回る見込みがあるなど契約金額の変更が必要な場合や、インフレスライド等により既存の合意単価の変更が必要な場合に併せて実施するものとする。

ク　予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、第３項に掲げる合意単価が著しく不適当となったときは、本市又は事業者が合意単価の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を行うことができるものとする。

ケ　前項のスライド協議が成立し、これに基づいた契約金額の変更契約締結後、単価合意を実施するものとする。その場合、一度合意した単価合意書に記載がある単価であっても、改めて合意し直すものとする。

コ　上記イの規定は、契約金額の変更後の単価合意の場合に準用する。その場合において、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、本市が定め、事業者に通知する。

サ　本市は、基本契約に定めるところにより契約金額を支払うものとする。この場合において、日常的維持修繕業務委託契約に関する業務委託料及び日常的設置改修工事業務請負契約に関する請負代金は、出来高部分に応じて四半期ごとに支払うことを基本とする。一方、計画的調査設計業務委託契約の業務委託料及び計画的更新工事請負契約の請負代金は、年度末の完成払いを基本とする。ただし、事業者が希望するときは、「債務負担行為に係る契約の特約条項」に基づき、前金払及び中間前金払を本市に請求することができる。

１９　日程

受託者選定の手続きは、次の日程で実施するものとする。

公　　告	令和８年（２０２６年）１１月　２日～ 令和８年（２０２６年）１２月１５日
申請書、入札説明書及び要求水準書等の配布	令和８年（２０２６年）１１月　２日～ 令和８年（２０２６年）１２月１５日
申請書等の受付	令和８年（２０２６年）１１月　２日～ 令和８年（２０２６年）１１月１８日
競争入札参加資格の確認通知	令和８年（２０２６年）１１月２７日～ 令和８年（２０２６年）１２月　８日
入札書及び技術提案書の受付	令和８年（２０２６年）１１月２７日～ 令和８年（２０２６年）１２月１５日
質問の受付	令和８年（２０２６年）１１月　２日～ 令和８年（２０２６年）１２月　７日

質問書に対する回答文の掲載	令和９年（２０２７年）　２月　４日まで
開札（落札者の決定）	令和９年（２０２７年）　２月　４日
基本契約書締結	令和９年（２０２７年）　２月２２日
業務準備及び引継ぎ	基本契約書締結日～ 令和９年（２０２７年）　３月３１日
業務開始	令和９年（２０２７年）　４月　１日

※　上記日程は予定であり、都合により変更する場合がある。